

令和3年和光市議会3月定例会

提出議案の概要

和光市

報告第1号	和光市下水道事業会計予算繰越しの報告について
担当	企業経営課

【目的】

令和2年度埼玉県和光市下水道事業会計のうち、建設改良費の汚水整備事業について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により当該予算を令和3年度に繰り越すものとし、同条第3項の規定により報告します。

【内容】

汚水整備事業の繰越しについては、次のとおりです。

事業名	繰越額（円）
汚水整備事業 ※「20中央分区枝線工事（区12-1号線）その3」	5,570,400

議案第1号	和光市公平委員会委員の選任について
担当	職員課
<p>【目的】</p> <p>和光市公平委員会委員の山崎宏征氏の任期が令和3年3月10日をもって満了となるため、引き続き同氏を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものです。</p>	

議案第2号	和光市公平委員会委員の選任について
担当	職員課
<p>【目的】</p> <p>和光市公平委員会委員の山下麻子氏の任期が令和3年3月10日をもって満了となるため、引き続き同氏を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものです。</p>	

議案第3号	和光市公平委員会委員の選任について
担当	職員課
<p>【目的】</p> <p>和光市公平委員会委員の榎沢利博氏の任期が令和3年3月10日をもって満了となるため、引き続き同氏を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものです。</p>	

議案第5号	和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	健康保険医療課

【目的】

今回の改正は、令和3年度からの3年を一期とする第2期国民健康保険事業計画を策定し、納付金等から被保険者が負担すべき国民健康保険税必要額を算定し、適正な税率等を定めるものです。

【内容】

		現行	改正案	現行との比較
医療給付費分	所得割 (%)	6.9	7.2	0.3
	資産割 (%)	12.0	12.0	-
	均等割 (円)	16,800	18,000	1,200
	平等割 (円)	18,000	18,000	-
	課税限度額 (万円)	61	63	2
後期高齢者支援金分	所得割 (%)	2.0	2.2	0.2
	均等割 (円)	7,200	9,000	1,800
	課税限度額 (万円)	19	19	-
介護納付金分	所得割 (%)	1.2	1.7	0.5
	均等割り (円)	7,200	9,000	1,800
	課税限度額 (万円)	16	17	1

※ 保険税率等については現行のままで見込める一人当たり保険税額を約7%増加し、課税限度額については国が定める法定限度額とする改正を行うものです。

【施行期日】

令和3年4月1日

議案第6号	和光市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を定めることについて
-------	-----------------------------------

担当	スポーツ青少年課
----	----------

【目的】

和光市青少年問題協議会（以下協議会）では、協議会の会長は市長と条例第3条2項で定められていますが、平成26年4月1日の地方青少年問題協議会法の一部改正により、会長及び委員の資格要件が廃止となり、協議会での検討事項・結果を市（市長）に具申することは、市長が市長に具申することになるため、条例第3条2項を改正することが令和2年2月3日（月）開催の協議会で決定しました。

また、本改正に伴い、協議会の今後の在り方について再検討し、会長及び副会長を互選とするほか、委員の人数や委嘱・任命者等組織体制を見直した結果を踏まえ、和光市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を提出するものです。

【内容】

主な内容

- ・第3条1項 協議会を組織する人数を35人以内から17人以内に改正します。
- ・第3条2項 会長を市長から互選に改正し、副会長も2人から1人へと改正します。
- ・第3条3項 委嘱又は任命する委員を改正します。
- ・第4条1項 学識経験者の任期2年を委員の任期2年へと改正します。
- ・第7条2項 専門委員の任命又は委嘱を関係機関の職員及び学識経験者から、委員及び青少年問題に関する知識を有する者に改正します。
- ・第8条2項 幹事の任命又は委嘱を関係職員及び第3条第4項第1号から第10号までに規定する者から、委員及び市の職員に改正します。

【施行期日】

令和3年4月1日

議案第7号	和光市保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	保育施設課

【目的】

令和4年4月1日に、和光市しらこ保育園を民設化することに伴い、現在の条例からしらこ保育園を削除する改正を行うものです。

【内容】

別表（第1条関係）【別記1】から、和光市しらこ保育園を削除します。

【施行期日】

令和4年4月1日

【その他】

民設化後の設置・運営事業者は、以下のとおり予定しています。

事業者：学校法人柳下学園

所在地：和光市白子三丁目12番1号

議案第8号	和光市保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	健康保険医療課（保健センター）
<p>【目的】 令和3年3月に予定されている保健センターの移転に伴い位置を変更し、業務については現行の所管業務に合わせて変更するものです。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保健センターの位置を「和光市広沢1番5号」から「同1番5—51号」に改めます。（第2条関係） 2 保健センターの業務を現行の組織及び所管業務に合わせて次のように改正します。（第3条関係） <ol style="list-style-type: none"> (1) 「母性・乳児及び幼児の保健指導に関すること」を削ります。 (2) 「成人病予防に関すること」を「生活習慣病予防に関すること」に改めます。 (3) 「感染症対策に関すること」及び「精神保健に関すること」を加えます。 <p>【施行期日】 この条例は、保健センターが移転する令和3年3月29日から施行します。ただし、所管業務を定める第3条の改正規定は令和3年4月1日から施行します。</p>	

議案第9号	和光市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	長寿あんしん課
<p>【目的】</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第129条及び介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）の公布に伴う所要の改正を行うため、和光市介護保険条例の一部を改正するものです。</p> <p>【内容】</p> <p>（1）保険料の改正（第7条第1項）</p> <p>第8期和光市介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料を定めるため、現行の規定を次のように改正します。</p> <p>保険料率（政令に定める保険料算定の基準額）</p> <p>（改正前）第7期計画基準額 55,170円（月額4,598円）</p> <p>（改正後）第8期計画基準額 65,460円（月額5,455円）</p> <p style="text-align: right;">※対前期比857円増</p> <p>（2）基準所得金額の改正（第7条第1項第7号及び第8号）</p> <p>介護保険施行規則等の一部改正により、第1号被保険者の保険料設定における、令和3年度から5年度までの第7段階及び第8段階の上限となる基準所得金額をそれぞれ210万円、320万円と定められることに伴い、改正を行います。</p> <p>（3）低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除（第7条第1項）</p> <p>令和2年度税制改正において、個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用地の譲渡をした場合には、税法上の特別控除として、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができるとされたことに伴い、改正を行います。</p> <p>（4）個人所得課税の見直し（附則）</p> <p>平成30年度税制改正（令和3年度から適用）において、給与所得控除・公的年金控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることに伴い、改正を行います。</p> <p>【施行期日】</p> <p>令和3年4月1日</p>	

議案第10号	和光市学童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	保育施設課
<p>【目的】</p> <p>令和3年度からの学童クラブの運営について、地方自治法第244条の2第4項の規定により指定管理者の業務の範囲その他必要な事項の改正を行うため、この案を提出するものです。</p> <p>【内容】</p> <p>指定管理者が行う業務の範囲に、学童クラブの利用料等の収受及び還付に関する業務を追加します。</p> <p>これにより、学童クラブの利用保護者は利用料、延長利用料及び実費負担分の補食代を指定管理者に支払うことになります。</p> <p>なお、今回の改正において、利用料、延長利用料及び補食代の金額に変更はありません。</p> <p>【施行期日】</p> <p>令和3年4月1日</p>	

議案第11号	和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	長寿あんしん課

【目的】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたので、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）等の規定に基づき、和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を定めるものです。

【内容】

和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）、

和光市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第7号）、

和光市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年条例第5号）、

和光市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第10号）

の4つの条例について、以下の内容に係る一部改正を行います。

（1）訪問系サービス

・夜間対応型訪問介護

◎オペレーターの配置基準等の緩和

・訪問系サービス共通（夜間対応型訪問介護）

◎サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

（2）通所系サービス

・（介護予防）認知症対応型通所介護

◎管理者の配置基準の緩和

・通所系サービス共通（地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護）

◎地域と連携した災害への対応の強化

◎認知症介護基礎研修の受講の義務付け

(3) 多機能系サービス

・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

◎小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し

・多機能系サービス共通 ((介護予防) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)

◎認知症介護基礎研修の受講の義務付け

(4) 居宅介護支援

◎質の高いケアマネジメントの推進

◎生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応

(5) 居住系サービス

・地域密着型特定施設入居者生活介護

◎地域と連携した災害への対応の強化

・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

◎地域の特性に応じた認知症グループホームの確保

◎認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し

◎外部評価に係る運営推進会議の活用

◎計画作成担当者の配置基準の緩和

・居住系サービス共通 (地域密着型特定施設入居者生活介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護)

◎認知症介護基礎研修の受講の義務付け

(6) 施設系サービス

・地域密着型介護老人福祉施設

◎地域密着型介護老人福祉施設の人員配置基準の見直し

◎介護保険施設の人員配置基準の見直し

◎認知症介護基礎研修の受講の義務付け

◎口腔衛生管理の強化

◎栄養ケア・マネジメントの充実

◎個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

(7) 全サービス共通

◎感染症対策の強化

◎業務継続に向けた取組の強化

◎ハラスメント対策の強化

◎会議や多職種連携における ICT の活用

- ◎利用者への説明・同意等に係る見直し
- ◎記録の保存等に係る見直し
- ◎運営規程等の掲示に係る見直し
- ◎高齢者虐待防止の推進
- ◎CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進

【施行期日】

令和3年4月1日から施行します。ただし、第4条中指定居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第16条第20号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行します。

議案第12号	市道路線の認定について
担 当	道路安全課
<p>【目的】</p> <p>市道660号線及び市道661号線の認定</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為により帰属された道路用地を、和光市道として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 認定する市道路線</p> <p>(1) 市道660号線</p> <p>起点 和光市下新倉二丁目5407番5地先</p> <p>終点 和光市下新倉二丁目5405番7地先</p> <p>幅員 6.00m～10.25m</p> <p>延長 22.43m</p> <p>(2) 市道661号線</p> <p>起点 和光市下新倉四丁目749番24地先</p> <p>終点 和光市下新倉四丁目749番10地先</p> <p>幅員 4.50m～8.75m</p> <p>延長 91.28m</p> <p>【施行期日】</p> <p>議会承認後、縦覧・告示を行います。</p>	